

令和 6 年豊能町議会 6 月定例会議
福 祉 教 育 常 任 委 員 会

会 議 録

令和 6 年 6 月 7 日（金）

豊 能 町 議 会

令和 6 年豊能町議会 6 月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和 6 年 6 月 7 日（金）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

池田 忠史	吉田 正子	寺脇 直子
永谷 幸弘	永並 啓	高尾 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太郎	福 祉 課 長	仲村 晴好
住民人権課長	萩原 哲也	保 険 課 長	千歳あや乃
健康増進課長	岡本めぐみ	教育総務課長	池田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠	総合政策課長	山 内 拓
義務教育課課長補佐	大石登紀子		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	杉田 庄司
--------	-------	-----	-------

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和6年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・ 第32号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例改正の件
- ・ 第33号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第1回）
の件（関係部分のみ）

2. そ の 他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

先日、第9期の福祉介護の計画をいただきまして、ちょっとまだ計画は全然読めてないんです。ザッと見た感じでもこれからまだまだ豊能町、高齢化して行くなという感じを実感しております。

また4月からですね、質問にもありましたけれども、中学生が小学校に行つてとか、この2年後にはもう小中一貫が始まるということもありましてここの福祉、介護のこの委員たちもですね、いろいろとこれからまだまだいろいろしないといけないことがあると思っておりますので、今後、またいろいろとご協力のほうよろしく願いいたします。

では座らせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。本日の福祉教育常任委員会ではですね、第32号とそれから第33号の議案の関係部分につきまして審査をいただくことになってございます。詳細に御審査をいただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は、何卒よろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、お手元に配付のとおりでございます。

1. 令和6年豊能町議会6月定例議会付託案件についてを、議題といたします。

第32号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

それでは、第32号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

では、議案書35ページ、改正案文及び議案概要27ページ、新旧対照表に沿って説明いたします。

まず、議案概要を御覧ください。

改正の理由につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本町におきましては、国の基準制定に基づき、平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ、町内には本条例の対象となる事業所はございません。

続いて、条例の改正概要について御説明いたします。

一つ目は、こども家庭庁の設置に伴い、条例第26条において、当該事務の所管大臣を「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に変更するものです。

二つ目は、国の基準改正に従い、条例第30条、第32条、第45条及び第48条について、保育士又は保育従事者の配置基準を改正するものです。保育士又は保育従事者の配置基準については、対象となる児童の年齢区分及び人

数により定められています。今回の改正においては、満3歳以上の年齢区分の児童について配置基準の見直しを行います。

満3歳以上満4歳に満たない年齢区分の児童について、改正前は、おおむね児童20人につき保育士又は保育従事者1人を配置しなければならないとしていたところ、改正後は、おおむね児童15人につき保育士又は保育従事者1人にするものです。

また、満4歳以上の年齢区分の児童について、改正前は、おおむね児童30人につき、保育士又は保育従事者1人を配置しなければならないとしていたところ、改正後は、おおむね児童25人につき保育士又は保育従事者1人にするものです。

なお、改正する4つの条文、第30条、第32条、第45条及び第48条は、それぞれ、今回の条例改正の対象である4事業、すなわち、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型保育、保育所型事業所内保育事業及び事業所内保育事業について規定しており、保育士又は保育従事者の配置基準は、すべての条文において同じ改正内容となっています。

施行期日は公布の日としています。

また、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規定を適用せず、改正前の規定が効力を有するものとしています。続いて、議案書、改正案文、新旧対照表を御覧ください。改正箇所は、議案書、改正案文及び新旧対照表に記載したとおりでございます。

説明は以上でございます。

御審査の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。
永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。

永谷です。

議案概要のほうで、先ほど経過措置のお話がありました。ちょっと読みますが当分の間保育所及び保育従事者の配置の状況に鑑みですね。保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時ということなんですけど、具体的にどのような支障があればですね。次の配置基準の見直し前の規定がその効力を有するのかどうか、この点について、よろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

今、永谷委員から御質問ありました、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時はとは、全国的な保育士不足等により、条例改正に対応して、現状の保育士及び保育従事者の数を増やすことができないために、現在の利用者が利用継続できないような状況になることなどを想定しております。

つまり条例施行後は、基準を満たす保育士を配置する必要が生じることから、条例の基準を満たす保育士が配置できない場合は、条例違反となりますが、経過措置を設けることによって、入所の待機者が出たり、利用の制限をするような状況を避けることが可能となっております。

以上でございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

例えば豊能町にはこういうのはありませんけれども例えば職員さんが急に退職したと、人数が定数に満たないということも、この支

障の一つの事項に当てはまるのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

考えられるのは、豊能町は、この公布の日
ということで書いてありますけども実質的に、
こういう施設があるところでですね、こうい
う条例でやるというときにですね、まさしく
定数が足りないということの、その支障とい
うことに当たりますか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

定数が足りないというのは、今回の経過措
置というのは、あくまでも従前の規定はその
まま適用するということでございますので、
新しい改正後の規定に、見合う保育士が配置
できないとしても、従前の配置数は満たして
いただかないと駄目ですので、それに関して
は、これまでと変わりがないということとい
えるかと思います。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

特別なことをお話しさせていただいたんで
すけれども実質的には、私が質問したこと
については、該当することは少ないという解釈
でいいんですね。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

実質的にということでしたら現在、
豊能町内にはこの事業所ございませんので、
実質的には該当がないということになるか
と思います。

○委員長（池田忠史君）

ほかにございませんか。

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

おはようございます。

経過措置のところで、当分の間とい
うことが書いてあるんですけども、豊能町にと
っては、令和9年4月に西地区こども園を予定
してますけども、当分の間というのは、大体
もう曖昧なんではないでしょうか。それとも、もう大
体期間は決まっているのでしょうか。

そこら辺を御説明をお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

まず、この条例に関しては、豊能町立の幼
稚園、保育所に関しては適用されるものでは
ございません。ですので、当分の間とい
うことも適用されないんですが、一方で今回この
家庭的保育事業等に関する条例あるいは法
律が変わったのと同様に、その上位法である
児童福祉法等によって、町立、公立あるいは
私立の幼稚園、保育所に関しても人数の改正
が行われております。

ただ、そこについても当分の間という経過
措置が設けられておりますので、これは上位
法に沿った条例改正としているところでござ
います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

ということは、当分っていうのは、曖昧で

はっきりしたことは決まってないという理解
でよろしいのでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

おっしゃるとおりでございまして、現在のところ、いつまでが当分の間なのかということ
ところは明確には示されておりませんので、国
のほうでは、全国的な保育士不足に配慮した
ような法律改正あるいは条例改正を行っている、
ということだと考えられます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

すいません。あと一点、国の動向があるか
どうかの確認なんですけど、今回はこの年齢
でいってますけども、例えば1歳児とかです
ね、低い方についての要するに改正が国のほ
うであるのかどうか、もし知っておられれば、
よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

現在のところ私が知る限りではそのような
情報というのは入っておりません。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今回これ70年ぶりぐらいに見直されてるっ
ということで、これはもう以前に比べると本
当に保育士さんが足りてないってということと、
その保育士さんが一人当たりで見ないといけ
ない人数が多くて、保育中の不慮の事故とか、
そういうことも起こっているというような、
事例もあると思うんですけども、これは一人

一人の子どもたちを丁寧に見ていくというか、
そういうことが一番の目的っていうことでし
ょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

委員のおっしゃるとおりだと考えます。あ
わせて、現場からは保育現場からは常々、保
育士配置基準の見直しという要望が国に対し
て出されたようございまして、それを受け
ての法改正であったと考えております。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

先ほどからの経過措置のところで、さっき
吉田副委員長がその期間が曖昧ということの
質問がありましたけども、これは、配置基準
を超えて見直すことで、一方で保育士がこれ
に対応した場合、保育士さんが急激に不足し
てしまうっていう現場でそういうことが、懸
念されるから経過措置を設けているんでしょ
うか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

先ほどと同じ回答になってしまうかもしれ
ませんが、おっしゃるとおりでございまして、
保育士が不足するので子どもを受け入れられ
ないという状況を回避するための経過措置と
考えられております。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

ということはその現場でどれぐらい保育士
が足りなくなるとかということが把握できない
からはっきりした期間を設けてないっていう、

設けられないっていうこと、そういう通達が来てないっていうことですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

この条例改正は国の基準に従いまして、配置基準を見直したところではございますが、全国的に保育士が不足していると。仮に、この法改正に伴って全国の市町村で同じような改正を行い、仮にここで経過措置を設けないとした場合に、絶対的に保育士が足りない状況であるというのは、国のほうでも把握をされてるということだと思います。ですので、現状保育士が配置できてる部分に関しては、それをそのまま適用して、給付費等に反映させるということでございますけれども、どうしても保育士が確保できないというところは、一定数残ってきますので、その部分については当分の間、当然保育士を確保するように努めては行かれるんですけども、できない場合にはやむを得ないと。その従前の規定を適用するということが認められている。そういう規定になっております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

この施設は豊能町にはないということの御説明ですけれども、保育士の方が不足しているという深刻な問題と絡めてですね、全国的に少子化で出生率が低いというようなこともありますが、そういうことは全くこの中の改正の中にですね、要因としては全く入っていないのかどうかその点ちょっと確認したい。

少子化についてね、この保育士さんが不足してるということで、20人を15人、これは保育士さんがみる、人数が定められていることな

んですけども、少子化とは全く関係ないということであるのかどうか。ちょっとその辺わかれば聞きたいと思った。

○委員長（池田忠史君）

人員が減ったのは少子化で、その保育士さんがみるのが大変だっていうことではなくて少子化で子どもが減ったからこの人数に下がったんじゃないか、ていうところはどうかかっていう話です。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

現場の声等を取り入れて、あるいは保育の質を高めるための配置基準の見直しだと思いますので、子どもが減ったので、配置基準を見直したというような観点ではないと考えております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ありがとうございます。

現実には少子化の問題も厳しいね、現実問題があるので、ちょっとお聞きしたところなんですけども、その辺は国からまた、そういう課題というのがまた出てくるのかなと思いますけれども、ありがとうございます。今御説明でわかりました。

これ保育士の問題だけなんだけれども、少子化いうのも深刻ということで受け止めての、ちょっと質問でした。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

この条例改正は豊能町に該当施設がないということですけど、先ほどから保育士不足、保育士不足ということをね、説明されてますけど、豊能町も西地区でこども園を開設するわけですけども、豊能町において保育士不足

をどのように受けとめてどういう対策を取ろうとしているのかっていうのがあればお聞かせいただけますか。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

現在、申し上げておりますとおり、やっぱり本町も例外ではなく、保育士不足に悩んでいるところがございます。今現在は当然、正職員それから会計年度職員に加えて、任期付職員という形で、要は今後の民営化を睨んで、任期を定めた、そういう形で任用するという職員を雇っていたり、あとは、皆さん御承知の予算化をしていただきましたが、委託業者をお願いをしまして、その中から保育士を探すなどの努力をしておるところでございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

なぜ聞くかというところ確かに豊能町に該当施設はないんですけど、こういうことが改正されると近隣において働きやすくなるわけですよ、少しずつではあります。そうするともっとここの状況が厳しくなるということを本当に感じておかないと、周りはもうどんどん保育士不足でいろんな対策をとって、保育士確保に動いている、近隣町の中には該当施設がないからっていうのではなくて、さらに気を引き締めて対策をとっていかないと、本当洒落にならないようなことになってしまいます。そこら辺は要検討していただきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

私からちょっと質問なんですけど、豊能町には該当施設はないということなんですけどこれ豊能町だけじゃなくて全国的な話で、保

育士不足というお話なんですけどね。保育士が不足してるにもかかわらず、人員を増やさない駄目っていう形で、これ実際、経過措置があったとして豊能町ないから、そんな聞いてもあれなのかもしれないですけど、全国的に本当に保育士がこれで賄えるというか、足りるのかどうかっていうところは、どういうふうに考えた上でのこの人員の配置基準の変更なのかっていうところはちょっとわかるようであれば、国の話なんでちょっとね、豊能町云々の話じゃないんですけど。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課、高田です。

非常に難しい質問でお答えに困るところなんですけど、全国的には保育士不足を解消する手段として例えば、潜在保育士ですね、働いていただくだとか、あるいは保育士の資格取得を進めるだとかいうことを施策としては掲げておられます。

それによって一定数を確保できると思いますけれども、それによって、すべてが賄えるかどうかというところは、ちょっと私どもではお答えのしようがないというところです。

一方でこの条例改正につきましては、国の法律に従って条例は従うべきという改正でございますので、それに従って今回、改正案を上げさせていただいているということでございます。

○委員長（池田忠史君）

先日、才協議員がおっしゃってましたけど、それこそ資格持ってる人を探し回してお願いして回らなアカンような時代が来るのかなってふと思ったんでちょっと聞いてみただけで、すいません。ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(池田忠史君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(池田忠史君)

挙手全員です。

よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第33号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算(第1回)の件(関係部分のみ)を議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長(岡本めぐみ君)

はい、健康増進課、岡本です。

第33号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算(第1回)の件につきまして、(関係部分のみ)説明させていただきます。

順次、歳出から説明して参ります。補正予算書の12ページを御覧ください。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目2.予防費の2.成人健康増進事業280万2,000円は、スマートシティ推進事業として実施するヘルスケア事業にかかる費用を補正するものでございます。

○委員長(池田忠史君)

峯義務教育課長。

○義務教育課長(峯亜希子君)

義務教育課、峯です。

それでは続きまして、補正予算書の14ページを御覧ください。14ページになります。

款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費の5.学校教育充実事業でございますが、

小学校で使用する社会科副読本改訂版作成にかかる予算となります。

学習指導要領の目標及び教科書に沿った教育を推進するため、4年に一回の教科書選定に伴い、小学校3年生及び4年生が使用する社会科資料、「わたしたちのまち とよの」豊能の改訂版を作成し、令和7年度以降の4年間配布するものでございます。

予算の主なものは、社会科副読本の印刷にかかる費用が393万3,000円となります。歳出についての説明は以上となります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

補正予算書の9ページにお戻りください。

款16.府支出金、項2.府補助金、目8.教育費府補助金の10.教育支援体制整備事業費補助金、37万5,000円でございますが、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、各学校に教員業務支援員等を配置するものでございます。

なお、歳出の財源振替については、当初予算で計上しております、いじめ問題等対策推進事業に充当するものでございます。

歳入についての説明は以上となります。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長(池田忠史君)

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

12ページの成人健康増進事業、スマートシティ関係なんですけど、業務委託料を280万2,000円出ておまして、ヘルスケア事業に関わる費用を補正というお話がございましたけれども、具体的な内容についてお伺いいたします。

○委員長(池田忠史君)

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

よろしくお願いいたします。

スマートシティ事業、健康増進事業ですけれどもヘルスケアに関わる部分につきましては、当初予算に上げさせていただいておりますが、一部、議会の修正がございまして、今回改めて、上程させていただいて審査をお願いしているものでございます。

当初予算の中には健康測定会の企画運営費用であるとか、ウェアラブル機器、あとテレビプッシュの機器、あととよのんコンシェルジュに係る部分の予算を上げさせていただいておりましたが、今回の補正予算に計上させていただいておりますのは、テレビプッシュに係る部分の費用になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

テレビプッシュということで、台数についてはなんぼぐらいなんですか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

テレビプッシュの設置状況によりますが、今のところ131台を設置しております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今のテレビプッシュの件ですけども、年齢層はどのような形になっているのかわかりますか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

設置している個々の世帯は申込みをいただいておりますのでわかるんですけども、ちょっと年齢までは統計をとっておりませんので、申し訳ないです。

わかりません、以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これからも増えるっていうような予想はありますか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

テレビプッシュの事業につきましては、令和3年にモニター募集をして、あと令和4年に自治会を通して依頼をした設置になっておりますので、今はKPIを取る段階になっておりますので今後増える予定はございません。以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

テレビプッシュですけども、この間の本会議で質疑がありまして、何か方向性をちょっと変えると言われてましたけども、耳の聞こえにくい方とかそういうふうに変えるということをやられてたんですけども、その時に私ちょっと気になったのは、これから変えていかれるのに、これやっていくのはどうなのかなと思ったり、そしてやっていくに対して、もう1回テレビプッシュを取ってしまったら、取ってもう1回設置するのに2万円とか3万円とかいうあれが出ましたけども、もう少し詳しく説明よろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

テレビプッシュの設置当初はヘルスケアというところで設置をさせていただいておりまして、ウェアラブルの端末への連携であるとかそういった利用での健康増進に係る部分で助成していこうというところでつけさせていただいておりました。

今はK P Iの時期になっておりますので、テレビプッシュ設置した当初のK P Iの数値をとるために今、このヘルスケア事業として計上させていただいております。

本会議のほうでは今後どのような利用をしていくのかというような御質問がございまして次年度以降まだ協議で検討する段階でございすけれども、災害の方に重点を置いたような形で運用できないか、というところで宇和島市とか横浜市のほうがそういう運用されておりますので、そういった形でテレビプッシュ今後利用できないかというところの検討していきたいというような御答弁をさせていただいております。

費用につきましては、今設置しているのが令和7年の3月31日までというところで、設置しているところの借用ではいただいておりますので、一応それ以降の運用につきましては先ほども御説明させていただきました、災害に対して利用していくのが町全体として行っていくのか、その難聴者に対して行っていくのかということも決めまして、設置とかまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

方向性が変わっても、K P Iの報告するのは別に構わないのでしょうか、そこら辺のとお願ひします。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

今年度のK P I、今年度といいますか設置してからのK P Iにつきましては、ヘルスケアサービスのK P Iで、一日の歩数であるとか「通いの場」に行かれた回数であるとかっていうところが、K P Iの内容になっておりますので、今年度、令和6年度については、そのようなK P Iをとっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

総括質疑の中で管野議員のほうから、契約当時の契約状況の確認をということを言われてましたけどその時の確認は、まずできましたでしょうか。

なんか2年間限定だったとかいう話がありました。わかってれば、お聞かせいただけますか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

借用期間につきましては令和4年の12月から令和7年の3月31日までとなっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

じゃもう当初からその2年限定でみたいな話は一度もされていないということでよろしいですね。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

各家庭に設置するときのモニター募集のときに、借用を少々いただいておりますのでその借用の申し込みのところに、令和7年の3月31日までという表示をしておりますので、そこで申し込みをいただいておりますので、一定の周知はできているかなと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これ一度修正して、基本削った分なんですよ。それで一応テレビブッシュのところだけを残してっていうことなんですけど、ということは、そのあとの残りのウェアラブルとか、他の部分に関してはもう、見切りをつけたというか効果がなかったというか、そういう理解でいいんですか。そこの総合的な判断というのがあればお聞かせいただけますか。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部、小森です。

今回先ほどる説明させていただいてますとおりのウェアラブルの分については、今年度予算化してないという現状でございます。昨年度からお話させていただいてますとおり、いろんな方に対してアプローチをさせていただいたわけなんですけれども、一部稼働の件数も若干、報告をさせていただいておりますが、なかなかきっかけづくり、思ったよりはできなかったという反省はしております。ですので事業といたしましては若干まだ、残ってるウェアラブルございますので、これは事業的には全部配りきれなあかんということも言われてますのでですね、まず配り、お配りをして、K P Iについては、アナログで取

っていくという形になると思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

すいません、あの当然配るのは当然なんですけど、目的配ることじゃないですよ、ウェアラブルをつけて、それで健康に意識を向けてっていうところが目的ですよ。なんか今、何か若干ね、いろんなところで見守りもそうですけど。配られてないから配ることがなんか目的になって、本当の目的はそっちですよ。聞きたいのはその配ったウェアラブルが今、わずかでもいい、止まってる人がいたとしても稼働もしてるわけじゃないですか。

その稼働してる中で、どういう効果があったのか、ていうことの検証などは今の段階で、そろそろ令和5年度は出てるかなと思ってるんですけどそういうのは、わかっていれば教えてください。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部、小森です。

確か令和4年度の分についてはですね報告させていただいたと思います。5年度分、先ほど委員おっしゃるようによね分析にちょっとかからなあかんのかなというふうに思っております。申し訳ないです、一番の目標、目標や目的を最初に言うてから、どういうふうにするということは言わなあかんですが、そのところは、いろんな事業をやらせていただいておりますけどそこは目的については、皆それぞれ持った中での発言ということでご理解いただきたいと思うんですけれども。実際問題稼働してる部分についても、どんな感じになってるかということをやちょっとデータを見ていきたいなというふうに思っております。

す。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

是非とも本当に、スマートシティの3年間だけで終わって何も残らないっていうのではなくて、とりあえずちょっとでも配れてちょっとでもデータは取れてるはずなんで、何かつなげられるようなことがあればいいのかなというふうに思いますんで、しっかりと分析をお願いしたいと思います。

テレビプッシュなんですけど今後、聴覚障害者とか、防災にシフトしてっていうことをおっしゃられてましたけど、となると令和7年度まで貸与された方との切り替えは、どうされていくのかとか、今ほとんど、聴覚障害者の方にはほとんど配れてないですね。

当然方針が変わったからそこら辺に、どんどんアピールして配っていくんですけど、そこら辺が何かこう定まっていれば、お聞かせいただけますか。

○委員長（池田忠史君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

テレビプッシュ令和7年度以降の運用につきましては、まだ具体的にどういった形でしていくというのは決まっておりませんので、今後、予算計上に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

最後に当然スマートいつも言ってるのはスマートシティのこの3年間だけで終わるのではなくて、その後も豊能町の事業として続け

るような事業にして欲しいということでテレビプッシュに関しては、もう目的は変わるかもしれないけど、ちょっと切り替えて対象者を変えることで、広げていきたいということなんですけど大体これ毎年、もし聴覚障害者とか、ざっくりとですけど、例えば一台当たりどれくらいの維持経費がかかっていくのか、いうところを把握していればお聞かせいただけますか。今後ね、なんかえげつない額がかかるって言ったらまたちょっとそこを考えないといけないんで。

○委員長（池田忠史君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

テレビプッシュっていうのはイツコムっていう会社が運営してるんですけどもそこからお聞きしてる運用費っていうところで申しますと、500端末までが200万、税込みで220万ということになって参ります。で、今聴覚障害お持ちで手帳をお持ちいただいている方が83名ぐらいいらっしゃいます。

なので、500台まででしたらこの金額で収まるということなんですけど、この500台っていうのは結構、町のレベルで見ますと、台数が多い。それで220万ということになって参りますんで、ここの費用の話についてはこれから業者と詰めていって例えば、100台までやったので、例えば100万円にしてくれとかそういう交渉をこれからしていきたいというふうに思っておりますが、費用の面で申しますと今申し上げたような感じになっております。

○委員長（池田忠史君）

ちょっとこれに続きでちょっと質問なんですけど、これは結局個人負担はなしで、あくまでも町で負担してやっていくつもりでいるのかっていうところをちょっと確認したいんですけど。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

聴覚障害の方にどうアプローチしていくのかということで申しますと、宇和島なんかですとこれも希望者に対してこちらから無料、無償で貸与なりお配りするという形でやってらっしゃいます。横浜なんかですと、これ初期費用で大体3万円ぐらい、この220万払わなければ、すべて個人負担ということになって参りますんで、例えば初期に設定する費用とかで、約3万円で毎月、月額の利用料で500円ぐらい取ってるというような自治体もございます。

これも全然、公費負担がない場合でございします。我々それをどう整理していくのかというのが先ほど課長申し上げたような、これからの検討課題というところでございまして例えば、健常者の方で持ちたいというような方がいらっしゃったときに、そこを個人負担を求めるのかどうかということも含めまして、これから検討はしていきたいというふうに思っています。

○委員長（池田忠史君）

続きでいいですかね。

これ、ホームページでイツコムさんところ調べると、いろんなところでやってはって、大体月、通信費等、レンタル代込みで1,000円から1,500円ぐらいでレンタルしてはるんですよ。ていうのんを、それをそのまま、うちの事業、うちの中にそのホームページのデータとかを入れてもらうっていう契約だけしといてその金額、掛ける台数やったら、この金額やとちょっと合わないような気がするんですけど。どういう契約になるのかちょっといまいち見えないんですけどね。

高木副町長。

○副町長（高木仁君）

今は最初に令和4年度の国の事業で、今のテレビプッシュっていうシステムは情報も入

れていただいて構築しております。それは引き続きっていうところは、当然防災情報とかいろんな情報もすでに入ってますんで、そこはもうそれで使う。使わしていただけるのかなというふうに思っておりますんで、今、委員長おっしゃったような部分ですねそこところちょっとまだ、こちらも業者とこれから話をしていけないと今のところ、何とも申し上げられませんが、今聞いているのは先ほど冒頭で申し上げましたみたいに500台まででしたら220万ですよということであれば、例えば500台まででしたらこれ220万公費負担すれば、あと利用者の方は全然費用負担なしで使っていただけるというようなもの。

そこのところ、例えばもう100台にして、金額50万にして、あと健常者の方には、有料でってそこところちょっとこれから業者と、協議していったらどういう形に最終的になるのかというところをこれからちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、今のところ具体的にどう、どうだということとはちょっとお示しできないという状況でございします。

○委員長（池田忠史君）

ほかにございますでしょうか。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

14ページですね、学校教育充実事業これ全協なり本会議で、社会科副読本を作るといふ、聞いております。これ実質先ほど歳入のところ37万5,000円という金額でできましたけれども、ここで歳出でも37万5,000円。それのとおりかなという認識しておるんですけど、実質内訳は印刷製本費だけで393万3,000円ですので、人件費がね。この製本というのはもう当然業者がやるものであって、これ聞いたところによりますと先生方とかが、そういうの作ってPTかなんかで作って先生がた

のほうで内容も含めて検討するということで確かお話を聞いた記憶があるんですけど37万5,000円なんかこれ支援員さんというふうに聞いたんで先ほどね、支援員さん用って聞いたんですけども、その37万5,000円は、この印刷製本費の393万3,000円の中に入ってるのか、この明細の中には、はっきりわからないんですけど、その点ちょっとお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

今回、説明のほうをさせていただきました歳出の予算と、歳入の予算は別のものになります。また副読本の作成につきましては、先生方に報酬金などお支払いすることはなく、無償で作業のほうは進めます。

以上になります。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

別ということはこの37万5,000円はこれ何なんですか。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

初めに説明をさせていただいたことと重なるかと思いますが、先生方の業務支援を図り、先生方がより一層、子どもたちへの指導や授業の準備等に注力できる体制を整えるために各学校に教員業務支援員等を配置するものとなっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

間違ってたら言ってくださいね。

単純な計算で一般財源368万8,000円でこういうふうにはほか17万5,000円足して398万3,000円になってるんですよね。

そういう理解は間違いですか。

○委員長（池田忠史君）

大石義務教育課課長補佐。

○義務教育課課長補佐（大石登紀子君）

義務教育課、大石です。

今回歳入で計上させていただいております、目8.事務局費府補助金の部分につきましては、先ほどの社会科副読本への充当ではなくて、もともと当初予算で、いじめ問題等の推進事業を町単費で計上していました。その分に対して、学校の補助員を配置するものでございますので、今回この歳入と歳出は全く別のものになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

聞いたみたいですね私もね、何かおっしゃってたような感じですけど、財源振替ということでちょっとおしゃっていたんですけど、その解釈でいいんですかね。

○委員長（池田忠史君）

大石義務教育課課長補佐。

○義務教育課課長補佐（大石登紀子君）

義務教育課、大石です。

説明不足で申し訳ございません。

14ページのこの2の事務局費の国府支出金の37万5,000円ですが、事務局費には学校教育充実事業の他に、先ほど申し上げました、いじめ対策問題の推進事業もありますので、この表を見る限りでは、37万5,000円が、この学校教育充実事業に振り替えられてるというように見えるんですけども、実はこの事務局費の中には、先ほどのいじめ等対策推進

事業もございますので、こちらの方で振替はいじめ等対策事業のほうになっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

勉強になりました。

ありがとうございました。

これ、再度確認ですがこれ副読本、何冊買われて、その一冊当たりの単価なんですけど再度ちょっと確認の上でお聞きいたします。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

今回は550冊の用意を考えております。単価、一冊当たり6,500円となっております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

確認しました。550冊この値段ですけど、4年で1個、4年間使う、3年生・4年生で話で聞いているんです。これ、実質我々見てもタブレットを持っていますよね。タブレット何で使わないのかという素朴な質問や、それ使えないんですって言われたらそれまでなんですけど、せっかくタブレット持ってるのにわざわざ紙ベースでそっちの使えるかどうかわかりませんよ。

しかしながらこれを有効に使ったほうが、個人的にいいんじゃないかと思うんですけどもその点はどういうお考えで今回この副読本を再度作られるのか、お伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯亜希子君）

義務教育課、峯です。

タブレットなどデジタルにしますと、文字

を大きくすることができたり或いは動画などを見て学習することができるというよさもございますが、一方、紙の方での学習にもよさの方がありまして、例えば、全体の1一度に資料全体、全体像を見ることができたり、違うページと違うページを比べながら、子どもたちが学習をすることができたり或いは自分が見みたいページに、一度にそこにたどり着くことが、ページを追っていったら、たどり着くことができるというよさなどもありますので、今回については、紙での用意で考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

前回どうだったのか今回は引き続いてどうなるかちょっとわかりませんが、これ、府内統一ですか。例えばその市町村によってやり方が違うとかですね。いやいや、この教育委員会がこれでやりなさいと。紙ベースでやりなさいという方針なのか、自由度があるのかどうかなんですけど、その点についてお願いします。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

ただいま委員のほうから質問がありましたことにつきましては、府のほうからこうなさいという通知のほうはございません。各市町村で検討して作ることでなっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

そういうお話を聞いた上での話で、今後、平成7年、4年間作ってそれからまた改訂な

りね、されますよね。その時に私が言うたような形もひょっとしたら出てくるかなという、勝手な想像してますけども、現場をやっぱり、基本は現場ですよね。現場の先生のお話を聞いていただいて、できればこういうタブレットを使ってということもちょっと実験というか、試行なりをです、やったらどうかという提案ですけれども、以上で終わります。

ありがとうございます。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

先ほど峯課長から言われた550冊という根拠と、それからその社会の副読本にQRコードをつけられるということは、紙ベースですので、やっぱりその4年間の保管とかそういうことをどういうふうに考えられてるんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

今回印刷をする550冊の内訳になりますが、子どもたちへの配布数としまして350冊。

それから、転入児童等の準備と、先生方用を合わせて120冊、また編集委員の編集作業時に使う冊子、図書館等への配布。あと保管用予備としては80冊、合わせて550冊と考えております。

また、QRコードにつきましては、ホームページの方に飛んで、資料を見れるように、掲載のほうをしたいと思っていますが、また4年後に見直しのほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

ありがとうございました。

ちょっとお聞きしたい。社会の副読本というのは、豊能町の文化の中のものを入れていただくという、前、全協で御説明があったんですけど。もう一度確認したいんですけどもよろしいでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

小学校3年生、4年生の社会科では、自分たちの住んでいる市町村や都道府県についての地域の社会生活、社会生活について学習することになっております。

ということで、3年生は豊能町のことについて、4年生では大阪府のことについて学習することになっています。そうなのですが教科書の方には、その豊能町や大阪府について詳しく記載がありませんので、この副読本を、活用して学習することになりますので、「わたしたちのまち、とよの」につきましては豊能町の特色について書かれています。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

あとはこの前、教育委員会で以前傍聴させていただいて、「お面」が出てきたという、ああいうのもちゃんと紹介は載っているのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

今回の改訂に当たりましてまた見直しのほうをしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

ということはこれからということでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

作業のほうはこれからになりますので、これから見直しをしていくということになります。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

ちょっと先ほど言いましたように、紙ベースですので、保管については、湿度とかこの頃暑くなってますので温度とか保管はどのように考えられてますでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課の峯です。

特別に何かを保管できるような場所はございませんので、他の図書と一緒にような形で4年間保管をして使っていきます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

すいません。私の感想になるんですけども、前回到発行された三、四年の副読本、大事に取ってるんですけどね。すごくいい勉強になります。あの生徒、児童の方もね、これから大人になっていく段階で、こういうことがね、あったんだなというようなことがねしっかりとね、確認できる。豊能町にいててこういうことがあったというようなことが確認できるいい副読本になってると思います。大事にとっ

ておりますけれども、それはそれでぜひ頑張ってるね、作成していただきたいと思います。これ私の感想でございます。

ありがとうございます。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

14ページの先ほど峯課長が説明ありました、社会科の「わたしたちのまち とよの」っていう、この本のちょっと中身っていうのはどういう、中身なのかちょっと伺いたい。

○委員長（池田忠史君）

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

中身につきましては、私たちの住んでいる豊能町について。それから、豊能町の人々の仕事について、それから、災害や事故から人々の安全を守るについて、町の様子の変りについて、それから大阪府のことにつきましては、私たちの大阪府の様子、それから住みよい暮らしをつくる、自然災害から暮らしを守る、郷土の伝統文化と先人たちの働き、大阪府の特色ある地域の様子、このような内容につきまして、掲載をしております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

すいません。私から一つ、先ほどの永谷委員から質問がありましたけれども、この副読本を紙ベースと、デジタルベースで作った場合、金銭的にはどんな感じになるのかだけちょっと確認したいです。

峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯 亜希子君）

義務教育課、峯です。

申し訳ございませんが、現在そのような内容につきまして調べておりませんので、わか

らないというお答えになります。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

今後、教科書自体がデジタルに変わっていく可能性があるのであれば、それこそ、今回は紙ベースだとしても、そういったことも考えたときに、どれぐらいかの試算ぐらいはちょっと出していただいたら助かるなと思いました。これはもうないということですので、結構です。

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって第33号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託する付された案件はすべて終了となりました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定い

たしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会にあたり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦町長）

福祉教育常任委員会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、提案させていただきました議案に対しまして慎重に御審査をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、適切にですね御決定を賜りまして、誠にありがとうございます。

今日、特にですねスマシの関係でテレビブッシュにつきましても、しっかりと御審査いただいたと思ってございまして、これからですね、私ども再整備に向けてですね、どういうふうにスキームを考えていくのかというようなことも含めましてですね、本日るるいただきました御意見、これをしっかり受けとめさせていただきまして、議員の皆様にもですね、御理解をいただけるようなスキームとしてですね、また来年度にむけてですね取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きお力添えをいただきますように、よろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午前10時38分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長